

長良川国際会議場施設利用料金表

(税込)

施設名		区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日	時間外使用	
			8:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	8:00~21:30	8:00以前又は 21:30以降 1時間につき	午後区分に接続する 12:30~13:00 の30分間
メインホール			円	円	円	円	円	円
大ホール使用 (1、2階席を使用)	平日		56,570	93,340	113,140	229,110	28,280	14,140
	土・日・休日		73,540	121,620	147,080	298,460	36,770	18,380
中ホール使用 (1階席のみを使用)	平日		43,890	70,710	86,320	172,540	21,470	10,730
	土・日・休日		56,570	91,980	111,780	224,920	27,860	13,930
ホワイエ使用 (舞台・客席以外を使用) (6ヶ月前の月の初日から受付開始)	平日		16,970	28,000	33,940	68,730	8,480	4,240
	土・日・休日		22,060	36,480	44,120	89,530	11,030	5,510
舞台練習使用 (舞台のみを使用) (3ヶ月前の月の初日から受付開始)	平日		8,770	14,140	17,260	34,500	4,290	2,140
	土・日・休日		11,310	18,390	22,350	44,980	5,570	2,780
撮影使用 (1ヶ月前の月の初日から受付開始)	平日		8,770	14,140	17,260	34,500	4,290	2,140
	土・日・休日		11,310	18,390	22,350	44,980	5,570	2,780
練 習 室			3,770	6,180	7,640	15,600	1,880	940
メインホールセット利用割引			3,010	4,940	6,110	12,480	1,500	750
施設名		区 分	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30	9:00以前又は 21:30以降 1時間につき	午後区分に接続する 12:30~13:00 の30分間
国 際 会 議 室			25,560	41,060	41,060	96,170	10,160	5,080
直前予約割引(1ヶ月前の月の初日から受付開始)			12,780	20,530	20,530	48,080	5,080	2,540
大 会 議 室			27,130	43,580	43,580	101,820	10,890	5,440
直前予約割引(1ヶ月前の月の初日から受付開始)			13,560	21,790	21,790	50,910	5,440	2,720
第 1 会 議 室			3,770	5,130	5,130	12,780	1,250	620
第 2 会 議 室			5,970	7,960	7,960	19,800	1,990	990
第 3 会 議 室			5,970	7,960	7,960	19,800	1,990	990
第 4 会 議 室			3,770	5,130	5,130	12,780	1,250	620
第 5 会 議 室			6,490	8,590	8,590	21,680	2,090	1,040
特 別 会 議 室			5,230	7,120	7,120	17,490	1,670	830

〈備 考〉

- 1 入場料その他これに類する対価を徴収する場合、又は商品の宣伝・展示・販売等営利を目的として使用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額の2倍の額とします。ただし、練習・準備等のために使用する場合の利用料は、この表に定める利用料とします。
- 2 メインホールの「大ホール使用」とは、1階席および2階席を使用する場合とします。
- 3 メインホールの「中ホール使用」とは、1階席のみ使用で入場者数が定員(通常1,295人)以下の使用の場合とします。
- 4 メインホールの「ホワイエ使用」とは、ホワイエを使用する(舞台および客席を使用しない)場合とします。
- 5 メインホールの「舞台練習使用」とは、舞台のみを練習等で使用する場合とします。ただし、関連催事で他の使用方法(「大ホール使用」等)で使用する日および連続する日は使用できません。
- 6 メインホールの「撮影使用」とは、撮影目的の使用に限定します。ただし、関連催事で他の使用方法(「大ホール使用」等)で使用する日および連続する日は使用できません。
- 7 使用区分は午前・午後・夜間、又は全日の時間帯でお申込みください。なお、準備・撤去にかかる時間もこの時間帯に含まれます。
- 8 午前および午後の使用、並びに午後および夜間の使用の場合(区分間の時間を含む)は、それぞれの掲げる区分額の合計額とします。
- 9 時間外使用とは、やむを得ない理由により、午前8時(又は午前9時)以前、又は午後9時30分以降および午後区分に接続した12:30~13:00の時間帯を、準備・撤去等のために使用する場合とします。なお、午前・午後を連続使用の場合は、時間外使用区分(12:30~13:00)の利用料は必要ありません。
- 10 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日をいいます。
- 11 附属設備等の利用料およびメインホールの冷暖房料は別途必要です。次ページからの附属設備の利用料一覧をご覧ください。